様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	堺市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	54-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/jutaku/oshirase/jutakujimu-dokuji-johorenkei.html

執行機関名　堺市長

地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	堺市営住宅条例(平成9年条例第30号)によるコミュニティ住宅、更新住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの(住宅地区改良法関係)
②番号法別表第1の項	35	
③番号法別表第2の項	54	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条及び別表第一第6の項 堺市営住宅条例(平成9年条例第30号)によるコミュニティ住宅、更新住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第一条	堺市営住宅条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。	第1条　この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)及び住宅地区改良法(昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。)に基づく堺市営住宅並びにその他の堺市営住宅並びにそれらの共同施設の設置及び管理について、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。
⑦独自利用事務の関連規範		堺市営住宅条例 堺市営住宅条例施行規則 堺市営住宅入居者の収入申告及び認定等に関する事務取扱基準 堺市営住宅の使用料及び保証金の減免等に関する要綱 堺市営住宅の使用料及び保証金の減免等に関する事務取扱要領 堺市営住宅同居承認及び一時同居承認要綱 堺市営住宅の入居者の地位の承継に関する要綱